

「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討に係る5小学校区懇話会の意見等

(・：各校区懇話会で出された意見等／○：各校区懇話会で出されたアドバイザー意見等)

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
1. 定義						
(1) 「地域」とは、概ね小学校区を単位とする区域をいう。						
(2) 「住民」とは、地域に在住、在勤の個人及び地域で活動する法人その他団体をいう。		<ul style="list-style-type: none"> ・「在勤の個人」は必要か。地域で活動する法人に属しているのだから、そこでよめばよいのではないか。 ・「在勤の個人」等の排除はせず、できるだけ間口を広げておくべきだと思う。 ・「住民」の定義があいまいだと、もし住民自治協議会をつぶしてやろうという人が来たときに、加入要件規定を明確にしておかなければ防げないのではないか。 ・一般的な住民ではなく、住民自治協議会の住民という定義をおいてほしい。 ・狭義の住民という定義をおいたほうがよいのではないか。 ・「住民」よりは「市民」のほうが良いと思う。 ○住民の定義について、今の事務局案では在勤が個人で、在活動者が法人にかかっている点で違和感がある。一般的には、在住、在勤、在活動者をいれるという規定になっている。住民の皆様には、フィットする感覚でやればよいと思う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の定義の中に「在勤」とあるが、今までの自治会ではそこに住んでいる人のイメージ。「在勤」を入れる意図はどうか。 ・自治会もしっかりしている中で、自治会以外にも事業所も含める組織となると、事業所が住民自治協議会に入る入らないの審査はどこでやるのか。話し合うといっても企業は営利目的。どこまで影響してくるかわからない。企業的なものが入ってくることの難しさ。その審査と責任はどのようになるのか。 ○佐倉市では、協議会が認証の申請した際に、開発業者が入っているということで、市長が認証しなかった事例がある。こういう場合、地元でも考えるが、行政も認定という手続きの中で、指針をきちんと示さなければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の団体には「自治会など」具体的な名称を入れる事（実行ベースでは必ず別立てて考えねばならない） 	
(3) 「住民自治協議会」とは、地域の住民の相互の連携と協力のもと、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現を目的として、地域の住民の自主的な意思に基づいて設立される組織をいう。（設立目的）		<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの実現」という表現が、なぜ「地域の実現」ではないのか。 ・「まちづくり」も「地域づくり」も同じ意味で使っているのだから、そこまで堅苦しく考える必要はないのではないか。 ・「まちづくり」の「まち」が指しているのは、市でもなく地域でもなく生活空間のことではないか。つまり、「まち＝市」でもなければ「まち＝地域」でもない。面積を限定しているのではなく、生活空間という次元が違うものを指している。したがって、「逗子市のまちづくり」「地域のまちづくり」とどっちでもつかえるのではないか。 ・「まち」と聞くと逗子市全体をイメージしてしまい違和感があった。そこで連合会では「まち」とは言わず「地域」とするように統一した経緯がある。 ・「地域の実現」とまちづくりは違うのではないか。ここで言う「地域」とは1. (1)で定義したとおり、単なる区域である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の住民の自主的な意思に基づいて設立される組織」とあり、市の立場が書かれていない。市の政策として設立されたものであるということを表記する必要はないのか。 ・「自主的に組織」というならば、住民自治協議会をつくってもつくらなくてもよいのではないかと捉えられるが。 ・自主的な意思に基づいて設立されることに反対するものではないが、行政的な役割も担うような活動もしていく団体に対して、自主的だから市は知らない、ということではなく、その部分を汲みとってもらうような意味合いが約束事として入っていると安心できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの実現」に含まれるが、設立目的に災害に対処するために、小学校区単位で防災に取り組む姿勢が述べられていてもよいのではないか。
	①他に定義すべき用語はあるか。				<ul style="list-style-type: none"> ・商業会、保育園、消防団、もやい 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政という用語と市という用語で表現されているので、使い分けるのであれば定義したほうが良いと思う。 ・住民主導自治システムetc ・自治（自治会ということば自体に拒絶を示す人もいる。今、そして将来に渡っての意義づけをはっきりさせておく必要を感じる。）
		<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、誰が誰のため何のためにやるのか理念をはっきりさせておいてほうがよいのではないか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・小坪の範囲は小学校区でよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置は必須と思う。 ・協議会が立ち上がった時。新メンバーが決める方が気分も良いだろうし「よし頑張るぞ」と思いが高まる事と思う。 ・住民自治協議会の組織内容を地区担当職員制度（案）のように具体的に定義してほしい。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
2. 地域 (=小学校区の区域)						
(1) 小学校区の区域は、(表1)のとおりとする。	① 1つの自治会・町内会などが複数の地域にまたがっている場合、いずれの地域に属するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 区域を定義するときに、小学校区ではなく居住区として定義すればよいのではないか。居住区割という文言をつくれればこの問題はクリアになるのではないか。 ○この問題は全国的に悩んでいる。逗子市においても、よく考えて決めるのが良いと思う。 			<ul style="list-style-type: none"> どちらか一方の地域にまとめなくていい。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の地域にまたがる場合にはまとめない方がよい。大きくなるとまとまりが悪くなり易い。 原則その自治会、町内会に加入する人数の多い方の地域に含めるものとするが、その自治会、町内会が希望があれば希望の地域に含める。 問題点により区分し又は一方的に含めるもよし。 サブ組織方式「地域包括交付金」は「住民台帳」記載の住民数按分とする。 自治会、町内会の届けでている番地を選択する。こちらとあちらで別々の答を出した場合複雑になって物事の解決にやたら時間がかかる。 該当する自治会・町会の判断できればよい。いずれか一方の地域に属するような指導するのでしょうか。判断でなく決めごと。 特殊な地区(川があふれる)(道路沿い)などは、2つの地区協同で取組むことも必要である。 該当する団体があれば、複数の地域に属した方がよいと思う。情報を共有できるので。 それぞれの地域性により、一方的に決めることは難しいと思う。各会においての十分な話し合いにより判断されることが望ましいと思う。 小学校に通う子どもがいれば通う小学校の地区に入ったほうが良いと思う。小学生がいなくてもご近所の方であれば同じくくりで良いと思う。
(2) 小学校区の区域の基となる小学校の通学区域自体に変更が生じた場合は、住民自治協議会の意思により、市と協議の上で変更することができる。						
	●「小学校区」という区域は適正か。		<ul style="list-style-type: none"> 小学校区では新宿や桜山は字で分断されるが、体育会の活動は字単位となっている。例えば、駅伝は字単位で出場するし、体育協会からの補助金も字単位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 池子小学校区のように1小学校区1字のところと逗子小学校区のように1小学校区3字の地域を同じように考えたらできないのでは。逗子と池子では全然違う。一律に捉えて決められてしまうのは大きな問題ではないかと思う。 池子については問題はないが、逗子小学校区については子ども会でも大変という話を聞いている。人口規模も全然違うが、小学校区を2つに分けるといふ考え方はあるのか。 なぜ小学校区なのか。字ではいけないのか。駅伝大会も運動会も字単位である。今、やっと体育を通じて地域がまとまりつつあるので、事情を理解してもらいたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 当該地域は広い為、商業地区と住民地区を区別したらどうか。 小学校区でつながれば、ひとつひとつの自治会が小さくても、協力し合っとなんとかできるのではないかと。 逗子小学校区には自治会がないところもあり、また自治会があってもその活動状況や予算も多様であるので、協議会ができればその点を補えるのではないかと。 福祉区という区分けもある。また、元々まちづくり基本計画に半径300メートルのふれあい活動圏という区分けもあるので、整理が必要。 逗子小学校区は、人口も多いし、広すぎるので分割したほうがよいのではないかと。 逗子小学校区は大きい。逗子地区以外の最大地区規模を参考に3以上に分割させる。(理由：新たな自治システムの実効性確保、当該提案は懇話会で繰り返ししています。)

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
	<p>(続き)</p> <p>●「小学校区」という区域は適正か。</p>					<p>○コミュニティ政策において小学校区がよくでてくるのかと言うと、明治の大合併に根拠がある。明治の大合併というのは、小学校経営主体になるための合併であり、これが昭和の大合併で合併して消滅し、連合自治会になる。これは日本人にとってなじみのある大事な区域であり、連合自治会と小学校区が概ねイコールとなっている。したがって、地域自治システムをつくる際には連合自治会の区域を基礎にするところが一般的となっている。</p> <p>・小学校区単位で問題を集約するのは意味があると思う。小学校区というのは、昔は日本の家庭の代名詞だった。逗子小学校区の広さの問題を解決すべきである。小学校区ありきで話しが進んでいるが、ごみを出すエリアや、逗子の民生委員70人単位でエリアをわけると細かくエリアを分けるべきである。</p> <p>・「逗子小学校区」は広すぎるとの意見が数名から出ているが、この結論を出さずに先に進んでいる感じがする。明治と今では人口や社会構造が異なり、これを前提とするのは無理ではないか？“部落”では全員知り合っている単位だと思う。ただし、これに代る区域設定も難しいのかもしれない。いずれにしろキチンと取り上げて結論づけて頂きたい。</p> <p>・小学校区にこだわりすぎるのでは？もう少し小さな区割でいいのではないか。</p> <p>・逗子小学校区ではなく字ごとが良い。</p> <p>・小学校区だと広すぎる。最初はもっと小さいほうがよい。</p> <p>・桜山3丁目は逗子小地区だが、学区が沼間の為、逗子小地区避難所運営会がはじまった当時は、逗子小地区避難所運営会に入っていたが、自治会の役員会で、学区が沼間小なので、沼間小に避難所運営会が出来たら入りたいと申し出て退会された。しかし現在沼間の協議会では困っている様子だ。学区をとるか、地区をとるか、協議会が発足すると地区が優先するのかもしれない。避難所運営会は災害時には避難者が組織をつくり運営するので今回の協議会では問題にするほどのことではない。協議会を運営する場合は学区でなく、地区別になり桜山3丁目は逗子小地区に入っている。まちづくりを運営した時（注：富野市長の時代）は桜山3丁目もまちづくりの範囲なので、桜山3丁目の方も入っていた。</p> <p>・まず“小学校区”という範囲が広すぎる。沼小は沼小→沼中と直線な関係があるが、逗子小を3つくらいに分かれた方がやりやすいのでは。（ではどう分ける）逗子・新宿・桜山と大別しても字で分けると、小学校区では違ってしまうところも（桜山）字ではなく“既存の団体”ごとに協議会参加するしかないのではないか。</p>

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
	<p>(続き)</p> <p>●「小学校区」という区域は適正か。</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・家族ということ視野に入れ「協働」で地域を元気にするには、小学校区下ごとの括りは適切と思える。 ・住民自治協議会の単位として、小学校区とする理由は何か。現代の、全市民の暮らしを支える生活環境を整える新しいコミュニティの規模としては、小学校区ではあまりにも大きすぎるのではないか。「逗子市まちづくり基本計画」では「逗子で暮らす人々が人間性豊かな人生を生き通せるまちにする。新しい地域の拠点として、歩いて行ける半径300m程度の中心に、ふれあい活動センターを中心とするふれあい活動圏を設けて、地域協働体の生活支援力を高める」と目標を掲げている。 ・まちづくり基本計画の見守りをやっているほととぎす隊のふれあい部会に参加している。そこでは地域で困ることがあるときにお互いに助け合える、相談できる場として協議会のようなものがほしいと言っていた。そこで区割りについては中学校区という案もあったが小学校区になった。そのような経緯がある。 ・逗子の小学校区はいいが、それを小学校区の1とか2ぐらいにすれば、もっと形がうまくいくのでは。 ○小学校区という括りで具合が悪いなら地域分科会を設けるという仕組みもある。 ・逗子小学校区は広すぎるという意見の多いが、その根拠が示されていない。交通整理がされていないからか。半径300メートルの範囲で集まることや、自治会・町内会が集まることと、協議会が集まることは当然に違ってよい。
<p>3. 住民自治協議会の要件と認定</p>						
<p>(1) 市長は、地域の住民が組織する次のいずれにも該当する団体を住民自治協議会として認定することができる。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・組織自体を反対しているわけではない。今までの自治会をパワーアップしてよりよいものにするということであれば、その組織自体はまったく別個のものというのではなく、今までの自治会をベースにして、それをどのように修正したり連携したりすることで、よりよい組織にするかということも視点において進めてほしい。 ○連合自治会がそのまま横すべりという事例もある。連合自治会がみんな取り込んでオープンな組織でできるということであれば、横すべり的なイメージでもよい。 ・協議会のイメージだが、各団体を束ねる上部組織であり、長期計画等によって各団体を縛るものなのか、それとも各団体のゆるやかな連合体のようなものなのか。各団体がそれぞれやってきた活動や理念は尊重されるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定しない場合には事前の十分な説明と、弁明を聴く機会を設け、その後文書による通知が必要。 	

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
ア 地域を単位として対象区域を定めていること。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することはできない。(区域)	②団体のうち、活動範囲が小学校区を超えるものの扱いをどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> 団体の中学校の扱いは、小学校区の範囲を超えているため、中学校はオブザーバーとして参加は拒まなく、また発言はOK、投票権は無しと考えたい。 活動範囲が小学校区を超える団体について、オブザーバーにするのではなく、そもそもメンバーにしなくてもよいのではないか。 民生委員児童委員、消防団などの扱いをどうするか。 活動範囲が小学校区をまたがる目的別の団体の位置づけは協議会で話し合っで決めるとよい。 ○専門機関(学校、幼稚園、保育園など)は住民の利益を擁護することを目的にしているのでメンバーでなくてもオブザーバーとしての参加でも問題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 久木中学校や久木中学校PTAは、小学校区の範囲を超えており、複数の小学校区に属することになるので、はずしたほうがよいのではないか。 久中やPTAでもブロックの組織があれば、ブロック単位で入ってくればよいのではないか。ブロック単位の組織がないとしても、参加させないというのは無理なので、呼びかけてはいいか。 	<ul style="list-style-type: none"> まず、この制度のメリット・デメリットを語るべき。メリットが大きければできるだけ参加するということと言える。中学校としては、横断的な組織が地域にできれば、そこに対して情報提供等のやりとりができるということが最大のメリット。デメリットとしては会議が増えること。逗子中学校は3つの小学校区にまたがることから、すべての協議会に中学校が入るは無理だと考える。考え方としては、中学校が所在するところの住民自治協議会に入り、必要に応じて他の小学校区に対応するというにしないと難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校PTAや中学校の学校支援地域本部等は、学校の所在地区に属する。 中学校PTAの参加は必要。 →1つの地域では1つの協議会という所にひっかかるのでは？ →かけもちでもいいと思う。 両方の小学校区に参加でかまわない。 小坪の場合は、久木中学などで久木の協議会に(どこかに所属していれば良い)。私立も。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動範囲が小学校区を超える団体は、今回は外して考える。 中学校PTAや中学校支援地域本部は必ず加入してほしい団体ではあるが、複数の協議会に加入するのは負担となると思われるので、必要に応じ意見交換・情報の共有ができるような特別な扱いにしてはどうだろうか。 活動範囲が小学校区を超える団体は、案件次第で参加させる。 中学校PTAや中学校支援地域本部などについては、各々の学校長の判断に任せる。学校や公の機関に関しては協議会としてもあまり口出しをしてはならないと思う。団体の範囲も考える必要有り。 いずれか一つの住民自治協議会と決めれば、いずれかの小学校区を選択してもらうことよいのでは。 拡大会議を開けるようにする。 所在する地域に属すればよいと思う。 たとえば久木中学校では小坪小、久木小逗子小の3小学校区になってしまう。それぞれの小学校区の自治協議会に出ることは可能か。オブザーバー、協力者などの形で出てもらうのもよいのではないか。 サポートするくらいの立ち位置が良いかと思う。 団体の役員会が逗子小地区を選ばない時は、住民自治協議会が連合会になった時に、協議会は共通の考え方で進行すればよい。 必要とあれば加入して下さい。 両方に参加すればよい(ex.逗子中(新宿の場合)と久木中PTA)両方の会議に参加する市横断組織の位置付とすればよい。 体育関係は各字(桜山/新宿…8つの字)でやってほしい(現状通り)
イ 協議会設立の目的が、地域の住民の相互の連携と協力のもと、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現することなどにより、持続可能な地域社会の形成に資するものであること。(設立目的)		<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり」について、協議会はあくまでも地域の組織である為「地域づくり」の実現することにしてほしい。広い意味の「まちづくり」とすれば解釈できるが、地域に密着した、地域を重視してほしい。 「まちづくり」という言葉は逗子市全体を指し、「地域づくり」は小学校区という使い分けにしたい。 「地域のまちづくり」という文章もあることから、このままでよいのではないか。 				
ウ 住民自治協議会は、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体で構成され、地域を代表すると認められる組織であること。(性格⑤)	①住民自治協議会を構成する団体のうち、必須の団体を設ける必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 必須というのはどういう意味か。団体はすべて平等ではないのか。 原則と必須は意味合いが違うと思うが、どちらか。協議会に強制力はあるか。 市から補助金をもらっている団体が入っていないと具合が悪いのではないか。 交付金の原資となる場合は、協議会に入ることを何らかの条件にしておいた方がよい。 			<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会の構成に必須団体を条件付けしないで欲しい。既得権争いの部分最適議論に終始してしまう。 現懇話会メンバーと、商栄会、保育園、消防団、もやい 住民自治協議会構成員は現懇話会に出ているメンバーの団体が基本でいいのではないか。 包括センターは除く。(民協含む)…地域が広いので在住の個人でよい。 連合会だけではなく、各自治会入れるべき、漁協、商店会 消防、商工会、漁協は入るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会、小学校PTA、商店会、社会福祉協議会、連合町内会(逗子小地区の自治会・町内会・防災会等呼び名、役割、内容等統一はされていないようですが)、ゴミの会、避難所運営会(逗子小地区の自治会)、ズシッブ(老人会)、体育会、小学校職員、消防分団、民生委員・児童委員・住民、医師会、消防、警察、病院、社会福祉協議会 必須とは何の業務に対してか?自分が住民自治協議会の構成員になって、事業内容が確定した後でてくる事項では?基本団体間の共通性がなければ加入は不要も考える。 任意加入制ではなく、最低限、連合・自治会・町内会は住民自治協議会の加入を必須条件として、準備会の段階から参画して基盤構築を行うことを提案する。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
(続き) ウ 住民自治協議会は、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体で構成され、地域を代表すると認められる組織であること。 (性格⑤)	③住民自治協議会の設立目的を実現するためには、どのような団体、住民が参画すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> 協議会には小学校や中学校、社協など公共性の強い団体は加入させないのがよいと思う。そのような団体は、こちらからお願いすれば協力してもらえるので、別に加入させなくてもよいのではないか。 				
	④どのくらいの団体が参加していれば、地域を代表していると認められるか。	<ul style="list-style-type: none"> 同じ目的で少数の住民からなる小さな団体がいくつもでているので、細かい団体をどう取り扱えばよいのか。行政の方で小さな団体はくっつけるように仕向けてくれないか。 現在、小さな団体、同じ目的を持った団体等、地域の中にも存在するが、これらの団体も協議会に参加するように積極的に書いた方がよいのでは。 自治会のないところの住民から、なぜ協議会が自分たちの代表なのかと言われると困る。 ○地域住民の代表性を担保する必要性については、市長の立場で考えてみるとわかりやすい。市長が、住民自治協議会という会議体の意見を、政治責任と権限をもって地域の意見として認定し議会に説明する。そのときに、こういう条件をクリアしたので地域の意見としたとすれば説明がしやすいので、市長としては条件を定めておきたいということになる。 			<ul style="list-style-type: none"> 地域を代表しなくてもよい。 自治会町内会はできれば全部一お金が回らなくなる(未加入自治会町内会には情報伝わらない)(メリットがないとのことで未加入がある) 団体の割合でいくのか。世帯数でいくのか。 地域で活動し、かつ、参加を希望している団体が全て加入している事。 協議会の構成団体はどうなのか。自治会だけなのか、PTAや子ども会なども含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災の会、町の自治会、子ども会、PTA、ボランティアの会、老人会、NPO、商店会事業所 子ども会、連合町内会(自治会登録している団体)の2/3以上 各団体から基本的には1名以上 協議会が立ちあがっていないので、現時点ではなんとも云えない、自治会には全住民が加入する必要があると思う。生活一般にかかわる団体 例：病院、食品関係 自治会はない地区がないようにしないとダメである。 市から声かけは、全ての団体にすべきだと思う。(ボランティア団体も含めて) 町内会・自治会が8割以上、中学生・高校生・小学校上級生、ボランティア関係(できれば10団体以上)、団体だけではなく個人で地域に貢献している人たち、教育関係者、PTA、民生委員児童委員 逗子小地区が範囲が大きいので、15名以上30名以下。あまり多すぎるとこれもまたまとまらないのではと思う。 まずは実績を積んでから。 「団体」の切り口は不要。市民が漏れなく(だぶりはOK)集まるしくみを考えるべき。これをまず討論すべき。 参画する団体の数とかではなく条例等で決めていく方がよい。 数が多ければ良いわけでもなく、堅実な団体であることが大切だと思います。協調性のある団体なら数が多くなくてもよいと思う。意見は言っても、実働できるスタッフのない団体は発言しているだけになってしまう。代表者だけでなくその団体に数人のまとめる力のある方がある場合は、底力がある会で少ない数でも運営できると思う。市民生活に必要な各パートの団体は必要。 逗子小学校開放委員会の時は、市内の各団体が全部出席していた。この会が始動して、まとまってしまうと加入される団体も増える等。
	⑤地域で活動している団体が、現在着目している団体に漏れはないか。	<ul style="list-style-type: none"> 同じ目的の小規模の団体があり、それぞれ市から補助を受けているようなのだが、その扱いはどうすればよいのかは決めかねている。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成する団体に学童クラブの保護者会に声をかけてはどうか。久木小学校の学童クラブは定員60名のところ82名も在籍しており、保護者も含めるとそれなりの規模になる。 消防団分団はどうか。山の根には第5分団が、久木には第6分団があるが、広域的に何かをやるというのはどうか。 氏子会はどうか。 包括支援センターは議論の余地はある。 協議会が設立されたときには、包括支援センターの方をメンバーに入れてほしい。 			<ul style="list-style-type: none"> 漁協が懇話会に入っていない。

検討内容	論点	意見	意見	意見	意見	意見
		沼間小学校区	久木小学校区	池子小学校区	小坪小学校区	逗子小学校区
<p>(続き)</p> <p>ウ 住民自治協議会は、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体で構成され、地域を代表すると認められる組織であること。(性格⑤)</p>	<p>⑥住民自治協議会に参加しない団体がある場合には、その団体の取り扱いはどうするのか。(意思の反映は?)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型の団体の場合、そのテーマの取り扱い。 ・自治会・町内会などの地縁型の団体の場合、そのエリアの取り扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が協議会に入らないと言った場合、この地区の住民は福祉や防犯、防災といった協議会からのサービスは受けられなくなってしまうのか。 ・自治会に入っていない方は、まずは協議会に入らないと思う。広報は、自治会に入らない方にも配らないといけないとは思わない。 ・公平というが、これまで入ってないところをいかに入れようかと頑張ってきたができなかった。協議会ならなおさら不可能である。あとは割り切りの問題であり、入っていないところにも協議会が全部サービスしようというのは無理である。協議会がやらないときに、じゃあどう市役所がカバーするのかを検討してほしい。そこを市は認識してほしい。 ・そもそも協議会がなにをやるのかによると思う。行政がやってきたことを協議会がやるのであれば、協議会の判断で加入していないところにサービスをしないというのは問題だ。 ・例えば、マイキャッスルは自治会まではできていないが、自主防災としては各館で市に登録して3年間の助成金をもらっている、ということは協議会とはつながっていく。また、管理組合としては避難所運営委員会に入っている。さらにこまかく言えば、資源ごみの奨励金をもらっている。したがって、そういう組織の根固め、団体の位置づけをはっきりさせるべきだと思う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会に入ってもらわなければならない理由を調べようと思う。 ・住民自治協議会に参加しない団体であっても、情報提供はする。 ・住民自治協議会に参加しない自治会のエリアにおいては事業を実施できない。できない場合は事情を聞く。 ・未加入住民エリアの問題あり。アパートも伝達方法で協議会の負担増える。エリア除外はしない方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加出来ない理由を調べようと思う。 ・必ず参加(加入)してもらいたい団体が加入してもらえない場合は協議会をどのように運営していけば加入してもらえるか協議会のあり方を検討してはどうか。 ・参加の方向を原則に考える。 ・不参加の団体に代わって事業を行うことは出来ると思うが、あえて出来ないと思えば自治会を作らなくて事が進むのであれば自治会員をふやす事が困難だと思う。参加者を増やし、多くの意見の中で良い答もできると考えるから。 ・参加の意思がないのに、協議会が口出すことは余計なお世話となるのでは、放置。ただ、市が動いてやる場合は行政の一環で可能。協議会の位置づけを条例で規定してやるのであれば違う扱いとなるだろう。 ・できるだけ参加してもらい、息の長い説得活動をする。 ・現在、逗子小学校区の子ども会加入率は40%以下だと思われるので、今後も減り続けるであろうことを考えると、子ども会というよりは学校からのアプローチだけでよいと思う。(学童、ふれスク含め) ・開放性という点でもイベントなどへの参加は自由であるべき。不参加の原因を知ること可能なら話し合いをあせらず待つことも大切。 ・子どもの健全な育成に関わる活動に興味がある。常々思っている。又はPTA役員のOG・OBの方々をお願いしてみるのがひとつの手ではないかと思う。 ・参加して頂ける様に努力すべき。参加しなかった場合どの様なことになるかを自覚して不参加と言うか、よく話し合うべき。まず不参加だからというのは駄目。そこから働きかけてゆく努力をしよう。 ・住民自治協議会に参加しない自治会のエリアにおいては事業は実施できない。 ・事業の内容にもよると思われるが、協議会には不参加(加入していない)であってもその事業内容には賛同してもらえようと思ったら、その自治会エリアでもその事業を実施するのはどうか。 ・現状すべての町内に町会、自治会が存在していないので、横断的に別の団体がカバー出来れば良いのでは。 ・住民自治協議会に参加しない自治会のエリアにおいても事業をやらなければいけない!! ・住民自治協議会に参加しない自治会のエリアにおいては事業は実施できるが、協議会で決定した事に反対をとなえても認めないと公文書には明記すべき。協議会の中での反対はわかるが、協議会は自治会団体等の集団である以上、その中に続いている個人の見解を吸い上げる訳にはいかない。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
<p>(続き)</p> <p>ウ 住民自治協議会は、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体で構成され、地域を代表すると認められる組織であること。(性格⑤)</p>	<p>(続き)</p> <p>⑥住民自治協議会に参加の団体がある場合には、その団体の取り扱いはどうするのか。(意思の反映は?)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型の団体の場合、そのテーマの取り扱い。 ・自治会・町内会などの地縁型の団体の場合、そのエリアの取り扱い。 					<ul style="list-style-type: none"> ・逆に何故何の事業をしなければならないか具体的にない。いざとなれば、市から行政の一環としてバックにつけば別である。『住民は役務の提供をひとしく受ける権利を有する』を忘れてはならない 自治法§10 ・共通理解なくしては、無理だと思います。不参加(高齢化が理由等)であっても委任されていれば問題ないと思う。 ・ある自治会が不参加でもその地域にはその自治会に参加していない人もいます。事業の内容にもよりますが、地域の課題を解決するための活動などで対象となる地域に住むすべての住民をおきざりにするようなことがあってよいのか。 ・結束が強い自治会であると、不参加の自治会のエリアにおいては事業を実施しにくいのではと思う。 ・自治会は住民が全部員ではない。残念ながら逗子小地区の自治会は(特に逗子5丁目は35軒。)逗子4丁目も会員が少ない。自治会に伝達できて、その他の住民は広報をみて頂くしかない。自治会が加入していない住民に、市の連絡を出していないことをご存知か。自治会が総会を開き不参加としても、住民の一部である。自治会員が少ない場合は入会していない住民が多数なので、不参加としているのはその自治会員が少数でしかない為に会員でない方が参加されれば、事業の実施はできるだろう。自治会の会員が少数の会はすべて半数以上の入会がある様に努力すべき。市に入会の御案内を作ってもらおう等、市も支援して自治会の強化する時期。 ・まず強制は無理なので、説得、理解を得てから参加をしてもらおう。でないと長続きしない。 ・参加できる方式をまず考える。 ・不参加の自治会のエリアでも協議会は事業が実施できる!でないと協議会の意味がない!自治会・防災会の活動が全くない地域もあるので、そういうところが参加できる事業をしないとこの自治システムの意味がなくなってしまうと思う。
<p>エ 地域の課題解決のために方針を示し、実際に解決に向けた取り組みを行うこと。(性格①)</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・「ウ 住民自治協議会は…その他団体で構成され」の部分で「団体及び個人」というふう言い換えてほしい。 	
<p>オ 地域の住民の誰もが希望すれば住民自治協議会の運営に参加できること。(性格②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人としての参加をどうするのか。例えば自治会が組織されていない地域の住民を、団体ではないからといって排除していいのか。 ●団体に属する個人については、個人参加は認められないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウで、住民自治協議会を構成するのは法人や団体とあるにもかかわらず、オで地域の住民の誰もが運営に参画できると規定しているのは矛盾していないか。 ・住民が、自治会自体は入らないけれども個人として協議会に入りたいといったときには排除しないでほしいと思ってる。 ・団体の中に属する個人であっても、団体の中の個人は、連合会では団体としての参加として扱い、また個人は自治会、町内会での参加と考えているので、連合会への個人参加は無いと考えてたい。 ○個人の参加については、他の自治体の例にもあるが、公募の市民を若干名入れることを必須にするかどうかということ制度設計上入れるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも安易に参加できるように解釈できるので、「資格がある」というふうにしたほうがよいのでは。 ・透明性を担保するという意図があるのであれば、協議会の本部に誰もが参加できるようにPR機能をもった組織を設置する、というような文言をいれてはどうか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民→地域の団体へ当該要件の実現については、別途定めるべき(ex.役員になれない。2/3以上の合意がいるなど) ・小学校区に在住の誰が入ってもよいはず(出るのも自由) →色々なグループをどう整理するか? ・住民自治協議会の構成員は必ず団体でなければならないのか。個人にすべきだと考える。 ○個人と団体の扱いは重要な論点なので、十分に検討していただきたい。 	

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
カ 住民自治協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員、代表者、代表者及び役員 の選出方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計その他 住民自治協議会を民主的に運営 するための必要な事項が明記さ れた規約を定めていること。 (性格④)	⑦住民自治協議会の意思決定機関や意思決定方法、代表者の選出方法を決めておく必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 沼間連合会では、意思決定機関は、連合会全体会議と定義されており、会則で決めているので、必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定については、総会で過半数とか全会一致というように規定する場合もあるが、規定がない場合には民法上の判例に基づいて過半数の合意と解釈される。 		<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会の意思決定機関や意思決定方法、代表者の選出方法は、各小学校区で決める方法がよい。 住民自治協議会の意思決定機関や意思決定方法、代表者の選出方法を定める必要があるが、地区の判断にゆだねて良い。 そこまではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会の意思決定機関や意思決定方法、代表者の選出方法を制度として決めておく必要がある。 制度として必要はあるが、各地区によって変更も可能にしてはどうか。 制度として決めておく必要あり。選択方法は自治会から任命された人及び団体の長。 条例等法律的效果を奏するようにするように住民自治協議会をつくらば全市共通の制度は当然。 制度として決めておく必要がある。数人はプロ（事務局員など）専門も必要である。 最低限の共通した取り決めは必要だと思うが、地域毎に異なる環境が現在の話し合いの段階で明らかになっているので、地域のメンバー等、カラーに合わせた独自のものを作ってもよいと感じる。 各地域による微妙なちがいはあると思うが、基準がはっきりしている方が、そのこと自体を認めるのに時間がかかりすぎる可能性を避けることができると思う。 各小学校区で、かなりの温度差があるのではないか。逗子PTA連絡協議会の今年度事務局を逗子小が行っているが、各小学校区でのPTAでも差を感じるし、同じことができないことも多々ある中、制度として決めるのは難しいと思う。 共通制度として有るほうが良い。 独自性があると思うので共通にこだわる必要はない！ 代表者の選出方法を決めておく必要がある。ボランティアではやらせられない。
				<ul style="list-style-type: none"> 規約はどういう手順でつくっていくのか。市がモデルを示すのか。規約に盛り込まれる内容としては、他市の事例のように、構成団体をその都度考えていくのか、それとも最初から規約に入れておくのか。市として最低限どのように考えているのか。 規約についてはそれぞれの小学校区の協議会でつくっていくということだが、規約を改正して、市の制度と合わないような内容であったらどうするのか。 5小学校区合同の会議か何かの場で、承認を得るような必要はあるのか。 		
キ カでいう名称には、小学校名を入れていること。						
	⑧住民については、複数の住民自治協議会に属しても構わないことについては特段触れなくてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の会が、協議会であるので、住んでいる住民はその地域の協議会に属し、店舗と異なる時は、店は商店街として、その地域に団体として加入、個人の参加は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長の認定の要件としては、そこまではこまかく規定しなくてよいと思う。 		<ul style="list-style-type: none"> 基本は住所所在地の協議会に参加する。他地区に参加すると反感をかう。 複数の住民自治協議会に入れたらオブザーバー（議決権なし）。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民については、複数の住民自治協議会に属しても構わないことについては明記しておいた方がよいと思う。 複数の属してよいと思うが、特段明記しなくても良いかと思う。 市の制度に明記は不要。該当個人が都度、意見を具申すべきこと。 複数の協議会に属している人でも良いと明記すべき。活動している事で答えに幅が出てきて望ましい人材と思う。 住民と活動は異なるから、活動での問題は活動地域で問題提起するのだろう。住民個人を複数の地域に登録はしないのであろう。市の制度とは法人のように法律的效果を得る組織となるのか。そもそも明記するか市の決めごとの範ちゅう。 住民については、複数の住民自治協議会に属しても構わないことについては明記したほうが良い。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
	<p>(続き)</p> <p>⑧住民については、複数の住民自治協議会に属しても構わないことについては特段触れなくてよい。</p>	<p>○この種の組織は全国的に、会員を地域住民全員と規定している例が多いが、目黒区では訴訟沙汰になった。理念的にはみんながかかわるべきだが、実際の規約にどう書くかについては悩ましい問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が組織されていないのは、組織していないほうに非があると思う。そのような地域が自治会を作るように仕向けるような規定をしてほしい。 自治会を立ち上げたいのだが、正直なかなか難しい。自治会を組織させるような強制力があつた方が動きやすい。 沼間4丁目自治会組織がなく、そのため少人数住民(24世帯)でグループをつくって沼間小学校区連合会の中に入っている。グループとして活動に参加していくことにより自治会の設立に役立てればと考えているのだが、難しい問題である。少人数グループ単位でも加入を認めて、結果として自治会組織が出来上がっていくと望ましい。 自治会がないところは市の情報が行き届かない現状がある。なんらかのアクションができるようにしてほしい。さまざまな事情があつて「本当は自治会に入りたいのに具合が悪く回覧をまわせないから入れないわ」という方がいらっしゃる。そういう個人にも視点を当てて、公平性というところもイメージしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人であっても、協議会から得られる必要な市民サービスが受けられるという規定や、また、個人へサービスがどのように届けるのかという規定がない。孤立死を考えると、規定したほうがよいと思う。 ○メンバーシップを誰が会員なのかという問題をどう設計するかという問題がある。他市の事例では、協議会を「団体からなる連合体」と位置付けるところもあり、そうすると個人の話はあまり関係ない。 ○メンバーシップをどうするのか、という問題には、協議会がその地域を代表して意思決定をする局面と、行政が提供してくれないサービスを提供するという局面と2つあり、それを踏まえて意思決定に参画なのかサービス提供活動に参画なのか「参画」の意味合いをはっきりさせる必要がある。 ○学童や、包括支援センターなどの専門機関にどうかかわっていただくのかについてだが、なんらかの形でかかわってほしい。学校や社会福祉協議会については、懇話会でもすでにメンバーになっていただいているので、正式に協議会が立ち上がったとき、専門機関を制度設計上どう位置づけてご協力いただくのか、議論の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 何か活動をするには組織案がすっきりと示されていることが必要。これまで諸団体ではすっきりした状態を維持して歴史を重ねてきた。自治会、連合会、子ども会や他の団体が入って、そこに地区担当職員が来て、どういう形で関わっていくのかが見えにくいからすっきりしない。さらに、各団体は意見を言える口をもっているため、組織案を示さないと船頭が多くてという状態になってしまう。 ○イメージをわかないことの一つの要因は、まだ協議会のメンバーが誰なのかということが出ていないからである。例えば、千葉県佐倉市では団体会員制であり、その地区の自治会が5割入ってなければならないということが定まっている。しかし現実にはすべての自治会が加入している。他方で、個人がメンバーになっているが、役員会には自治会長や団体代表が入っており、部会をつくって活動しているところもある。また、混合形態もある。この場で貴重なご意見がたくさん出たので、事務局はその点の制度設計を進めて示したら明確になるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会を誰が運営するのか。協議会という法人ができるわけではないとしたら、人間とリソースのメンバーはどうなるのか。ボランティアでやるのか、人を雇ってやるのかというのを教えてほしい。 協議会会員の構成員について、既存団体代表を強調せず、住民サービスや納税の「需要と供給者、および世代間・男女比率バランス」に配慮した会員構成が必須です。加えて立候補制による実務能力とボランティア精神を優先する選挙の採用でなければならない。 現役世代も入れて構成員を決めるにあたっては、男女比など均等にすることが真の自治だと思ふ。 住民自治協議会の要件 <ol style="list-style-type: none"> 個人・団体のエクセル名簿に記載された当該地区住民の20才以上の選挙権・納税義務者数が、当該地区対象者の50%超であることを要件とする。 協議会の性格として、地区全体最適を考慮し、住民・行政への説明責任を果たすことが重要となり、実務能力が必須条件となる。つまり組織に君臨するだけの人は不要。 例：地区のまちづくり計画、運営方針・事業計画・収支計画・協議事項議事録等の作成と説明責任。住民苦情受付、住民間調整能力、住民・行政へのプレゼン能力、IT技術の利用。 組織の仕組み作りは可能なのか。人材、運営、伝達通信等の問題。 できれば住民自治協議会に加入してほしい住民の方・団体 <ul style="list-style-type: none"> 懇話会メンバー、商栄会、保育園、消防団、もやい、ヘルスクア、商店会、漁協など小学校区において地域に関わる活動をしている方々 後から出てきた団体もフレキシブルに入れるように(小坪に住んでいる個人が参加できるとなった場合、考え方の違いなどがでてくるのではないかと) 参加するメンバーをどう選んでいくかという問題がある。 協議会が立ち上がったときの不安は、協議会の事務局の体制。交付金も交付されるのだから、事務局の実務能力や経営能力がある事務局でないといけない。しかも人間は死亡リスクがある。 具体的に誰がどこで何をするのが明確にされていない。協議会の事務局を住民ボランティアで片手間でやるのは難しい。地区担当職員が事務のエキスパートとして補強してくれればよいが、住民に丸投げはしないでほしい。丸投げされてお願いされても、できる組織はどこにもない。 	<ul style="list-style-type: none"> そのような幅広い活動をしている方がパイプとなって横のつながりを作っていたら心強いと思う。 個人の場合、複数の協議会に属することが可能であることをはっきりさせた方が活動しやすいと思う。 制度として決めるのは上記力と同じく難しいのではないかと。 個人が複数の会に入ったら忙しくなりますね。 参加が可能であればそれはいいと思う。 明記の必要はないが、パイプになるので、いいと思う。問題がおきたら答えればよい。 <p>既存の「町会・自治会」、「テーマ型に活動している組織」の活性化と補完のために「協議会」があり、「協議会」が活動を通して地域の中で求心力を高めていけばこれらことは解決するのではないかと。(協議会を運営するキーマンの重要性)「テーマ型に活動している組織」の取り組みを考慮するならば複数の協議会への参加を認める柔軟性は、「協議会」相互の連携上も必要かと思ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 逗子小地区では、見守りサポーターやおたがいさまということがあまり広まっていないように思う。市でメンバーを決めるだけではなく、立候補者も入れて協議会の方がやらされている感がなく、良い協議会になるのではないかと。 できれば住民自治協議会に加入してほしい住民の方や団体：加入を希望する住民の方や団体で協議会が加入を認めたもの、各ボランティア団体、自主防災等ボランティア団体、地域に所在する保育園～(日常、多くの人がいる建物の責任者、発災時共通認識を持って行動すべきと思うので)、食育という点で逗子市食生活改善推進団体若宮会、更生保護女性会、介護関係、安心センター、知的・精神身体障がい者団体(手をつなぐ育成会、湘南の風、カモミール、逗子市身体障害者の会etc)、子ども会、民生委員、老人クラブ社会福祉協議会、PTA、30代集まれ、中学生・高校生、小学校上級生、子どもたちの目線に立った団体、未来をにう子どもたちを先輩の方々も含めて大きな心で育てていけるような団体、そこで常につながっていれば災害時にもつながっていくと思ふ。内容によって必要性がでてくるのでは。まずは集まるのが大切。 住民自治協議会の実施する内容は極めて公的内容(役割、計画策定、事業等)。それを達成していくには集中して相当の時間と精神的負担が必要。これらの役割・計画策定・事業等に結果と責任を求め、構成員には無報酬＝ボランティアを期待するのか。 協議会の各種事業等に手足となって動くのは構成員自身か?等、市は現状(案)の範囲で協議会の仕組みを開示しておくべきと思ふ。 協議会の構成員や事務局員には制度的に法的な位置付けはないと受け止めた。制度的にはっきりさせないとうまくいかないと思ふ。組織の話も全然ない。 協議会の構成員については、まず原則は全ての各種団体を加入させて、ある程度時間がたってから外していくというやり方もある。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
(2) 市長は、認定した住民自治協議会が次のいずれかに該当する場合は、住民自治協議会の認定を取り消すことができる。					・認定を取り消す場合には事前の十分な説明と、弁明を聴く機会を設け、その後文書による通知が必要。	
ア (1) のア～カに該当しなくなったと認めるとき。						
イ 解散したとき又は解散したと認められるとき。						
ウ その他住民自治協議会として適当でない認められるとき。						
(3) 住民自治協議会を設立し、代表者を選出したときは、当該代表者は市長に届出するものとする。当該届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。						
	①市役所内部の認定の 手続きについて、特に 規定する必要はある か。	・市役所内部の認定手続きについて特に 規定する必要は無いと思う。				
4. 住民自治協議会の役割						
(1) 住民自治協議会は、地域の課題に自らが具体的に取り組み、地域の個性や実情に応じたまちづくり活動を自主的、相互扶助的に行うものとする。(性格①、機能①)		・「まちづくり」を「地域づくり」に変更。				
(2) 住民自治協議会は、地域の住民、とりわけ住民自治協議会を構成する団体等が連携・協力することで、地域の住民活動の活性化又は発展に資するように努めるものとする。(機能②)		・地域の住民、とりわけ住民自治協議会…の「とりわけ」は、なぜ必要か？				
(3) 住民自治協議会は、地域の情報を広く収集し、併せて広く発信するよう努めるものとする。(機能③)						
(4) 住民自治協議会は、広く地域の住民の意見、提案等を聞く機会や手段をもち、自らが取り組む活動方針に反映させるよう努めるものとする。(性格②、機能④)						
(5) 住民自治協議会は、地域のまちづくり全般についての意見を代表し、市との協働、調整等の窓口になる。(性格⑤、機能⑥)		・「まちづくり」を「地域づくり」に変更する。		・「住民自治協議会は…市との協働、調整等の窓口になる」とあるが、各自治会の問題点を市と調整する場合、今後は協議会を通さないとできなくなるのか。窓口というのはどういう意味か。 ・市の政策としては窓口を一つにまとめた意図がある一方で、個別に連絡をとっていいことになると、結局複数のラインから連絡が入ってもいいということか。今までやっていたように気軽に市に連絡をとれないのではないかと懸念がある。		
(6) 住民自治協議会は、当該協議会だけで解決できない課題等の解決策について、市に提言等を行うことができる。						
(7) 住民自治協議会は、会の運営にあたっては、情報公開及び個人情報の保護に努めるものとする。						

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
	①他に住民自治協議会の役割として明確にしておくべきものはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目を追加すること。 (8) 住民自治協議会は、地域で事業を行うことを市と協議して、決定することが出来る。 (9) 住民自治協議会は地域事業を計画、活動することを決定することが出来る。 	○窓口機能を一元化する事例はあるが、逗子市として考えていけばよい。		・規約の柔軟性。補足をもたせておく。	<ul style="list-style-type: none"> 現状の事業一つ一つでも実行できるか否か。最小限できるものに絞っての明文化が必要では。 将来はプロ（専門）を設置し、責任をもたせるようにする。 『まちづくり』というと、対象が広くなりすぎて、行動しにくい気がする。防災、防犯、福祉の3本柱を中心に地域に根づいた活動をし、最終的に『まちづくり』という目標達成に近づける役割が無理ない気がする。 課題の優先順位を決める基準は何なのか。地域活動に必要な不可欠ともいえるべき地域コーディネーターとのかかわり。 住民代表だけでなく、住民が自由に発言できるような窓口を作って、皆で作りに上げていく、住民自治となるようにしたほうが良いと思う。
5. 市の役割						
(1) 市は、地域の住民に関わる身近な地域の課題を解決するための活動は、住民自治協議会に委ねることを基本として、住民自治協議会との間で適切に役割を分担するように努めるものとする。						・『委ねる』という言葉は、協議会がスムーズに運営できている状態での市のスタンスのように感じられる。現段階で聞くとちょっと不安になる。
(2) 市は、住民自治協議会と協働して住民自治を推進するように努めるものとする。						
	①他に市の役割の役割として明確にしておくべきものはあるか。				<ul style="list-style-type: none"> 5つの学区との調整 →一同に会しての情報交換等 今回の件でも小坪地区の特徴を良く判っていたかかないと非常に困難な問題と思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生する費用をどうするか明確にしておく事。 自治体区域を小学校に区分している事例（ex. 宝塚市・北九州市・神戸市）から逗子市が可能なことを取り込んだらよいと思う。 協議会が決定した事も最終決定権は市側にありと明記すべき。 協議会構成員はボランティアか？地区担当職員は職員。協議会は行政の一端を担うとしても、市のバックアップ体制は明確にしておく。そもそも行政の一端をボランティアで素人集団にさせようとするに不安がある。 市にとってメリットになることなら、補助的な予算を組むことも考える。補正予算を用意しておく。 住民自治協議会の存在を逗子市民に周知する。 財政的支援より人的支援に力を入れていただくほうが良いかと思う。常に連絡がとれて共に動くくらいの方がいい。市へきちんと意見をもち帰ってくださるような支援。
6. 地域のまちづくり計画の策定						
(1) 住民自治協議会は、地域ごとの特性、自然環境、歴史及び文化等の地域資源を活用し、当該地域の課題解決及び活性化を目的として、自ら取り組む活動方針や地域の短期的・長期的なまちづくりの目標等を取りまとめた地域のまちづくり計画を策定するものとする。（性格③、機能⑤）		<ul style="list-style-type: none"> 全般的に「まちづくり」を「地域づくり」に変更する。（以下、同） ○制度成立後の流れとして始めに「長期的な計画の策定」ということがあげられていたが、それについては様々な事例がある。計画の策定を先行させ協議会の活動を軌道に乗せていくタイプと、むしろ事業をやってからようやく計画を策定するタイプがある。どっちがいいとは一概には言えないので、これから最終的なラインを決めるにあたって、逗子市にとってどちらが望ましいのか皆さんで意見を出していただければと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画づくりから入るところもあるが一般的には難しく、あまりうまくいかないことが多いようである。それぞれの地域の実態に応じてきちんと検討すべき。 ○地域でどんな課題があるのか整理することは必要であり、その意味で計画づくりというのは必要ではないか。また、地域の課題を整理するのは、行政側が標準的な基礎データを整理・提供する必要があるので、行政側の課題でもある。 			
(2) 地域のまちづくり計画は、当該地域の住民の意思に基づいて策定されるものとする。						

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
(3) 住民自治協議会は、地域のまちづくり計画を策定した場合、その代表者は、市長に届け出をするものとする。						
(4) 市は、地域のまちづくり計画を尊重し、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。						
(5) 市は、地域のまちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。						
	①地域のまちづくり計画の名称をどのようにしたらよいか。(逗子市まちづくり条例に係る地区まちづくり計画と酷似して紛らわしい)					
	②住民自治協議会に参画していない団体、特に自治会・町内会に係るエリアについての取り扱いはどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> 参加していない団体、自治体等には、協議会に積極的に参加することおよび、協議会に参加しないと、発言権が無いことを、明記した方がよい。又、自治会等無いところは、グループ単位でも参加できるように定義しておくが良い。 			<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会に参加しない団体やエリアの取り扱いについて⇒特段の配慮をせず、周辺と同じ扱いとする。 住民自治協議会に参画していない団体等を含めて計画を策定すべき。 住民自治協議会に参画していない団体等を含めて計画を策定し、加入を促す活動を続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めない方がよい。 計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めた方がよいと思う。協議会に参画していなくても地域のまちづくり計画の情報も伝えるものだと思う。 出来れば参加をさせた方が先々の問題・解決・決定、又問題取り上げの段階にて幅広く公平に意見をくみ上げられる。 「小学校区」での括りの基本は“子どもを地域で育てる”という視点で、もう一つは、世代を超えて“ずし”に住み続けたということではないのか。 地域のまちづくり計画の計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めた方がよい。但しきちんと説明する必要有り。 市行政と住民自治協議会と区別する必要がある。何でも、地域のまちづくり計画は住民自治協議会でまとめるというのは大きな誤り、行政の放棄。上記提案の内容は『参画していない自治会・町内会のエリアを除いてまちづくりしては』行政訴訟起こされたら市が敗訴する。それを承知で住民自治協議会の設立を考えたほうがよい。 地域のまちづくり計画の計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めたほうがよい。 地域のまちづくり計画の計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めたほうがよい。また、その自治会・町内会の構成に関して、特に逗子小学校では全自治会・町内会にもれることなく全住民が属すべきだと思う。 自治会・町内会会員だけが地域住民ではない。地域に住むすべての住民、多くの意見をきく、という点でも含めない方がおかしいのでは？

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
	(続き) ②住民自治協議会に参画していない団体、特に自治会・町内会に係るエリアについての取り扱いはどうするか。					<ul style="list-style-type: none"> 地域のまちづくり計画の計画対象区域には、住民自治協議会に不参加の自治会・町内会のエリアは含めたほうが良いと思う。代表の方が発言が強い方であると、その地域の方々全員の意見ではなくなると思うから。 なぜ参加しないか。調べて参加される、するにわかりやすい説明をしてみた結果、参加しないとされた場合、1度ダメでもまわりの状況をみて参加したくなるかもしれないので、いつでも受け入れる為には入らないと言われても入れておくしかない。
7. 住民自治協議会の事業等						
(1) 住民自治協議会は、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現のため、次の事業を行うものとする。						
ア 地域の安心・安全に関する事業			<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等見守り事業と老人クラブ活動事業に関しては、経営企画部とズシツと社会福祉協議会とで話し合い、しっかりとコンセンサスをとっていただきたい。 昨日の朝日新聞で、65歳以上3000万人のうち約15%が認知症患者であり、今後も増えていくという記事があった。そうすると、まずは高齢者の見守りが先決ではないか。 警察、消防関係の事案が発生した場合、警察、消防の専門者が必要（出向してもらおうなど）と思う。 		<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の問題、連絡網はあるが、個人のはわからない。 既にやっている（連合会等、消防）小学校防災の草刈り50人集まる。やる気はある。 安全安心で住民名簿の扱い。（皆の顔が見えない、わからなくなる。町会によってあつかい異なっている）なやましい課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 見守りのサポーターの制度はすでにある。サポーターが集まり話合う機会をもつことで人手の問題の一助になると思う。 逗子小学校区での対応は広域すぎ。
イ 地域の防災力の向上に関する事業			<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防関係の事案が発生した場合、警察、消防の専門者が必要（出向してもらおうなど）と思う。 		<ul style="list-style-type: none"> 防災は各自主防に任せればよい。それぞれが独立してできている。 避難後の生活の確保とは？数日の話しか、長期間の話なのか（食料・トイレ等問題がいくつも一小坪の人が皆披露山に来ることを考えるとどうすれば？） 津波に関する件に絞る。小坪漁港は無防備である。国・県・市が協力して、強力に対処していく必要が大。 他の自治会といかに連携していく事が大事。避難路にも再整備、整理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災は大事だが、地域の特徴をふまえないければそれのできる構成員、協議会の在り方を話し合わねば…やっぱり“小学校区”では広すぎる。 逗子校区では防災防犯だけでよい。防災についても地域差ある。 防災力の向上は現状地域で手一杯。
ウ 地域の子どもの健全育成に関する事業						<ul style="list-style-type: none"> 見守りサポーターの気づいたことを報告できる先をはっきりさせてもらえれば少しが人手の問題につながると思う。 子どもの健全育成などは他人の家庭内事情に口をつっこむ文化は今はない。
エ 地域のごみの減量化と資源化に向けた取り組みに関する事業					<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量売手側でできること（包装）鎌倉とのやり方違う。全体で考えないと！小坪が発信してもいいはず 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所1階ロビーに常設されるようになったエコ広場ずしはボランティア活動により成り立っている。 ごみ減量も学校区でなくとも現状で対応している。有料化になればさらに変化がくる。
オ その他地域のまちづくり計画に基づく事業			<ul style="list-style-type: none"> 「その他地域のまちづくり計画に基づく事業」とあるが、ひとくくりになっていて、わかりづらい。歴史とか文化ということをやったほうが、神社やお祭りなどの地域の伝統行事なども行えることが明確になってよいのではないか。 アからエまでの以外をその他として表しているのであれば、具体的に記述する必要はないと思う。その他ではわかりにくいので「上記外の」という文言が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 広域的なものは時間がかかる。 	

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
				<ul style="list-style-type: none"> ・選択事業に関して、市が独自に実施している事業を地域にお任せするようなものだと思うが、だとすれば「交付金」ではなく「外部委託」ではないのか。地域に任せた時に、何か問題があったときの責任の所在はどうするか。 ・協議会が事業を実施したときの、責任問題は非常に深刻な問題だと思うのだが、全国的にはそれほど問題にはなっていない。保険に入っているから大丈夫という自治体が多い。どういう人がどういふことをやったら国家賠償法の適用になるのか、責任問題の対処の仕方を市で考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ア：交番連絡会 イ：避難所運営委 ウ：青少年育成委 エ：自治会が行っているの、今のメンバーの団体できている。 ・協議会が出来たら解決するという問題ではない（各自治会の自立が必要） ・協議会が実施した方がよいと思う事業： 空家対策、空家再生。必要だが、自分達の力だけでは無理ではないか（限度がある→火事・防犯等）火事・人が勝手に住みつく、草刈りなど安心・安全の問題、子どもの安全孤独死を防ぐ、地域の弱者対策、市の作成する防災計画、自然保護のボランティア等は小坪では現在手をつけられておらず、地元だけでは難しいのではないか。 ・レベルの問題はありますがア～オの内容はすでに実現しています。 ・人手不足→組織が大きくなるとやってみないとわからない。 ・小坪地区では住民自治協議会にまとめる事は無理。 ・学習会が必要ではないか。情報共有。ばらばら。自治会が1交代では弱い。 ・まず協議会をつくるのが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①現行の「補助金」の見直しから「協議会」に移行できる“事業”を規定し、「協議会」活動を方向づける。②その地域に合った事業（テーマ型）で「協議会」の活動を方向づける、にダブる。 ・住民自治協議会においてア～エの事業を出来ると思う。 →我々の会は一度幹事会で話し合った答を持ってクリーンセンター、資源循環課の市職員と話し合い良い結果を得た事がある。 ・例えば、逗子4丁目の場合 ア…見守りサポーター逗子3・4丁目（お互いさま逗子3・4）・逗子4丁目防災会イ…防災会 ウ…子ども会（広域とびうお） エ…逗子4丁目一部蟹田会等複数の団体がそれぞれ活動しているので、各団体に協議会から決定された事業を実施していく際、団体同士が再度調整していく必要が出てくるという問題がある。 →各団体同士の分担の調整を行う。 ・住民自治協議会においてア～エの事業を出来るかどうかはやってみないとわからない。予算の額にもよる。 →専門に人を設置しないとムリである。 ・住民自治協議会において、ア～エの事業をできるとは思いますが、全てのことを協議会に丸投げされては無理難題、結果、失敗すると思います。 ・行政の力で素地作りをどこまで行うかが大事だと思います。市民をひとりひとりすくい上げるためには、協議会では力不足に終わる気がしてなりません。 ・“個人情報”がバリアーになる場合があります。 ・事業を実施する上での問題を解決するには、見守りサポーター参加者登録者を増やすこと、既成ボランティア団体との協働、地域での登録ボランティアを募ること、地域コーディネーターをおくこと。 ・高いレベルのものを求めなければ、住民自治協議会においてア～エの事業を実施することは可能かもしれませんが、災害ボランティアネットワークで学びだした者の視点で考えると専門家や学び続けているかたの知恵がないと難しいと思います。また、とくに逗子小地区は大きいので、集うことが難しい＝事業を進めるのは難しい。 →専門知識のある団体を入れる。集う広い場所をもうける。 ・すべて取組み、実施に問うべき事業であるから故、事業・案件別に人の問題も含め、キメ細かく推進、遂行することになるのでは… →現場、町内の意見が最も重要で、意見交換、議論により解決の方向性が出るだろう。市の協力を得て、人、物、金、時間の投入が不可欠。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
(続き)						<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会においてア～エの事業を実施できる。人手の問題は、支援者の事前登録で体制を整える。啓発活動(広報)も独立した事業だと思う。 ・ア～ウは現状の自治会の集合体で手一杯。逗子小学校区全体などでの対応は、無理だろう。 →逗子小学校区全体上部組織をその下部組織を現状で確保する。階層構造がよい。 ・協議会が実施した方がよいと思う事業： 独居老人、空家不動産等の安全管理等、要介護老人の事業子育て支援事業、リクリエーション、健康イベント、池子が開園したら見に行くなど。逗子海岸、商店街を抱えたエリアなので、夏の観光地としての問題解決をすべきだと思います。 福祉とはすべての人がその人らしく生きること考えることです。孤独死を出さないことなど地域のふれあいをどのように実現していくかを実現化する。 ・すでに各団体・各地区で活動している。その内容よっての差はあると思う。 ・内容によっては進めやすい事業。進めにくいものがある。 ・負担が増える感覚が大きいと消極的になる可能性あり。 ・人あつめが重要。 →個人への意識付けが大切。出来る事からやるのが大切。いきなり大きい事業は無理。 ・町内会、自治会、防災会ないところがあり、人手としてもまちまち。 ・ア～エの事業はできないだろう。やらなければいけないことだからできたならばありがたいが。 →イベントを行って人をひきこむとよいのでは？ ・順序/手順が逆、「事業」ありきではなく「なんの問題があるのか?」「なぜその事業が必要か?」を検討すべき。 ・現在、行政のしている仕事を協議会が担うイメージで、資料が作られている。 (賛) 今、行政が行っているより、地域におろしてくれればもっと効率よくできると感じていた。自主防災を充実していくことには賛成。資料に書いてある事業はほぼ了解。 (反) 事業がおりにくることになると、それで実際に働く人がでてくる。ほぼボランティア!?それだけで、その住民はアップアップでは。協議会はこの街をどうよくしていくかを話す場で、「事業」ではないのではないかと感じる。 ・協議会が動き始め足りないものが出てきたらその時考える。まずはやれる事、やりたい事を見つけて始める!!

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 返子小学校区
(続き)						<ul style="list-style-type: none"> 今は思いつかないが、やってから、やりながら考えていけばいいだろう。 今ある事業以上に何かやるよう言われているような印象。 自治会のない地域はどうしたら…つくった方がよい。誰かが言いたさねばボランティアでは難しいか。それ(自治会のような組織)を充実させるためのきっかけになればとそれはとても良い。 身回りとかの事業は情報の受皿の明確化が必要→現行警察1～4の事業は現在実施している。それ以上の事業となると人材支援者の問題につきあたる。 具体的な事業をやる前に住民の心を動かす活動が先決だ。
(2) 住民自治協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。						
ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動		<ul style="list-style-type: none"> クリスマス会は含まれるのか。自治会等が会費を集めてやるのには全く問題ないと思うのだが、協議会には交付金が入るので、どこかから問題じゃないかと指摘される可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> お祭り関係は「伝統文化の一環である」と書いてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> 祭りのあつかいはどうなるか。古い歴史をもつ祭りは地域にとって大事な儀式行事。 →例外規定もうけ、祭りは除外とする。 神社の清掃や祭事への子供たちの参加はくみこめないか。 →合意できるか相談。 	<ul style="list-style-type: none"> クリスマス会は宗教か？
イ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動。						
ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)の候補者(候補者になろうとする者を含む。)もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動						
(続き)		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業については、公共性の強い事業は市が行い、それととりこぼしのあるものは協議会がやる、というように役割を明確にすべきではないか。 市がやっている事業は引き続き市が行い、地域は、細かいところまで目が届く地域だからこそできる事業をやればよい。 やりたいことを探して、どうやったらできるかな、ということを考えて進めていけるような仕組みにすればよい。 学校支援や子ども会など、テーマが大きいことを一度に連合でやるのは無理がある。例えば、沼間小学校区で体育会をやりましょう、ということであればやる人はいっぱいいるので出来ると思う。 ○協議会の設立の目的は、今ある地域の力を広げていくということなので、将来的には色々なことが可能になるとは思うのだが、いきなり「こんなのできないよ、と言うのは当然だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境、美化についても入れてほしい。 協議会が事業をやるかどうかは、それは市が決めるのではなく、地域が決めることではないのか。 高齢者等見守り事業、避難所運営事業、子どもの健全育成に関する事業をスタート事業として思い切って提示するというのはどうか。そういう大胆な方法論も必要だと思う。 			
8. 住民自治協議会への支援						
(1) 市は、住民自治協議会の設立と運営にあたっては、次の支援を行う。						
ア 住民自治協議会の活動拠点に係る支援						
イ 住民自治協議会の活動等に対する財政支援						

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
ウ 住民自治協議会の活動等に対する人的支援			・警察、消防関係の事案が発生した場合、警察、消防の専門者が必要（出向してもらおうなど）と思う。			
エ その他住民自治協議会の推進に関する事						
(2) ア～ウに定める支援の内容については、別に定める。						
(3) 市は、住民自治協議会の円滑な運営を促進するため、住民自治協議会の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。						・市の補完性の原理に基づく役割分担の推進が要因で、事故・事件の発生、ないし個人情報漏えい等で訴訟がないとは言いきれない。「市は、…事故…の紛争の解決に協力し、助言することができる。」と消極的記載。責任は誰が負うのか。(仮に)報酬があれば構成員の責任は免れない。
	①他に市からの支援として明確にしておくべきものはあるか。		・協議会は意見をとりまとめて市に要望すると理解していたが、全部協議会を通さないとできないとは言わないでほしい。 ・事故とか紛争が起こったときには、市のボランティア保険はきくのか。また、紛争が起こったときの裁判費用はどうするのか。明記すべきではないのか。 ○訴訟について、国家賠償や住民訴訟であれば被告は市なので問題ないが、住民の嫌がらせ訴訟のケースは検討する必要がある。			・住民の「参加と協働」から「ボランティアの義務化」まで踏み込むのか？増税か実働かという発言をよく聞く。 ・十分と思うが、法律による問題解決が望ましいと云う事が起きた時を考え、法的支援が初期段階では必要かと思う。 ・住民自治協議会の組織上の定義、市行政内での位置づけ、構成員の身分、訴訟された際の責任の所在等。 ・年間数回は老人、子供の為のイベントを組む。 ・小学校区に細分化することで、『防災・防犯・福祉』の面で、援助を必要としている『ニーズを持つ住民』の情報を得やすくなると思うので、個人情報保護の面との兼ね合いが難しいだろうが、協議会として弱者を把握すべきだと思う。 ・場所、予算をどうするか。 ・協議会の代表者が小学校地区全体で話合う場をつくり、情報交換をして市へ伝えていく場を設ける。 ・市は制度を立ち上げる際、その時点での構成員の資質にのみ期待することはしないでしょうが、活動してバカらしくならないよう是非バックアップをお考えいただきたい。
9. 住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援						
(1) 各地域において、住民自治協議会を設立しようとする住民は、必ず設立準備会（以下「準備会」という。）するものとする。			・準備会が必要かどうか疑問に感じる。	・準備会についても、最初は市のほうでリーダーシップをとってほしい。	・準備会と協議会のメンバー構成は立候補制にすることを提言したい。	
(2) 市は、準備会が行う住民自治協議会の設立を目的とした取り組みに対し、予算の範囲内で交付金を交付する。				・「設立準備交付金」という名称に違和感を感じる。このシステムは市からの要請によって立ち上げるものなのだから、「交付金」という恩恵的なニュアンスが入るのはおかしい。		
(3) 交付金の交付対象とする準備会は、各地域一つとする。						
(4) 準備会の要件は、次のとおりとする。	①準備会の要件として、他に付け加えるべきものはあるか。					・任意加入制ではなく、最低限、連合・自治会・町内会は住民自治協議会の加入を必須条件として、準備会の段階から参画して基盤構築を行うことを提案する。
ア 準備会の代表者が定められていること。						
イ 準備会の会計及び会計監査を行う者が定められていること。						

検討内容	論点	意見	意見	意見	意見	意見
		沼間小学校区	久木小学校区	池子小学校区	小坪小学校区	逗子小学校区
ウ 複数の団体の参加があり、協議会の設立につながる事が認められること。			・準備会のメンバーをどうするかについて、まずは懇話会メンバーが構成員となり準備会を立ち上げ、そのあとに消防団などの追加する構成員を検討するのがよいと思う。懇話会のメンバーはそれなりの情報が入っているので、その方がスタートしやすいのでは。			・「複数の団体」とあるが、団体でないで参加できないのか。個人でも参加できるようにしてほしい。
(5) 交付金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。						
ア 会議開催に要する経費						
イ その他住民自治協議会の設立に向けた活動に要する経費						
(6) 前号の規定にかかわらず次の経費については、交付金の交付対象としない。						
ア 単なる懇親及び飲食を目的とする経費						
イ 準備会の構成員に対する人件費、謝礼、交際費						
ウ 慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金等住民自治協議会の設立準備に直接関係のない経費			・交付対象経費から備品購入費が除外されているのだが、パソコンやプリンターはどうなるのか。			
エ その他市長が不適当と認める経費						
(7) 準備会が交付金の交付を受けようとするときは、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。						
(8) 市長は、交付金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、準備会に通知し、速やかに交付金を交付するものとする。						
(9) 交付金の交付を受けた準備会は、準備会の活動が完了したとき、及び交付金の交付を受けた会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。			・会計年度は、4月から3月なのか、それとも暦年なのか、または設立時期にあわせるなど任意なのか。			
(10) 市長は、交付金の交付を受けた準備会が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部または一部を返還させることができる。						
ア 交付金を目的外または不当に使用したとき。						
イ 偽りその他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。						
ウ その他この要綱の規定に違反したとき。						

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
						<ul style="list-style-type: none"> ・準備会のしくみと予算としては現時点では妥当と思われる。実施するのであれば、制度の外枠としてはとりあえず妥当と思われる。 ・自治会・町内会のない地域に於いては、早急に設立して準備会から参加する。 ・市は各地域に今後「地域包括交付金・各種事業は今後各協議会を介してのみでの対応となります」等の強い働きでもしなければ「準備会」に参画する各種団体は望めないでしょう。しかし、そうすると主体的に！ではなくなるが・・・。 ・『みんなを当事者にする仕組み』をつくり、多くの年代を意思決定などの場へ参画できるようにするのであれば、ある程度の年代別の方を集めて設立準備をしないと、出来上がった時に、年代の壁ができてしまうのではないかなあと思った。 ・久木・池子・沼間・小坪小学校区では連合町内会的なものは既存している。ところが、逗子小学校区ではバラバラ的である。桜山・新宿ではかなりまとまりはできているようだが、逗子1丁目から7丁目では町内会・自治会不在のところもある。逗子小学校区は広すぎるとの意見もかなりあるようだが、個人的には“どうしてそう思うのか”さっぱりわからない。「桜山・新宿・逗子で集まり話し合うことから始めて、連合につながり、住民自治協議会へ」この流れが準備にあたるのではないか。
10. 地域包括交付金						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付金の名称 2. 交付の目的 3. 交付対象 4. 交付対象経費 5. 交付金の区分 6. 交付金の額 7. 交付の手続き 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の世帯数で加算するということは、協議会が行うサービスの対象は地域のすべての世帯と理解してよいのか。 ・独自事業は、地域によって内容も金額も大きく異なると思うので、基礎額などでは実施は難しくなるのではないのか。 ・独自の事業についてはそれに対応する交付金があるべきだと考える。 ・逗子市においては原案を見る限りものすごく縛りがきついし、すべてに歯止めがかかっていると思われる。がんじがらめの交付金ではないか。 ・独自事業をやりたいときは、選択事業のメニューの中にとりいれていただくのはどうか。 ・地域の自主性をどう発揮すればよいのか。この事務局案だと、市の想定した事業しかできない。枠が決められていて、その枠のなかでは自主性が発揮できないのではないのか。 ○包括交付金制度というのは、税金の使い道を使途を特定せずに、地域の代表である協議会にお任せしようとする協議会が決定するというのはすごい大きな権限である。協議会が議会にかわるような決定権を持つことになる。責任もあるし、誇りにしてよいのではないのか。 ○基礎額と世帯数加算額の部分は縛りはない。基礎額と世帯割については、どこの自治体でも論議になるところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前市長が、頑張って活動しているところには予算をつけて応援すると言っていた。地域には活動が活発な地域とそうでない地域があるので、地域間で格差が出てきてしまうのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の使い途がガチガチに決められて、運営しづらいのは困る。がんじがらめにしないでほしい。例えば、飲食を目的とする経費について、飲み会はだめだと思うが、会議にお茶1杯出すぐらいは大目に見てほしい。柔軟な規定にしてほしい。 ○地域包括交付金の使い勝手を良くという要望は重要な論点。他市の例でも、制限をつけずにポンと出すところと、事業メニューが決まっており、しぼりが多いところがある。なるべく使いやすい制度設計をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会が市の手が回らない事業をやることもやぶさかではない。しかし、そこに予算がつくととなると話は別で、取り合いになってドロドロになってしまう。 ・地域包括交付金を交付しそれを地域で分配するという点について反対だ。お金がからむと予算の取り合いになり、地域がまとまらなくなってしまう。 ・地域包括交付金は切り離してほしい。新しい自治組織を作るのは大いに結構だが、そこにお金や人が絡むのは反対。 ・住民自治協議会に交付金を交付することには反対だ。交付金の配分のような差配ができるような人が地域にいるのか。交付金の配分によって地域の間関係が崩壊してしまう。 ・みんなが一致しないといけないし、住民もお金なしでやってみて、まとまってから要求するのがいいと思う。 ・地域包括交付金の話は、事務経費云々の話ではなく、今もらっている補助金の分配の話をしている。その内容がわからないから、いらぬと言っている。 ・この仕組みができて小坪は同じスタンスでよいかと市長に聞いたら、それではお金がもらえないと言っていた。皆その回答に納得していない。 ・色々な団体が集まっており、お金の配分を含め本当にまとまってできるのかという不安がある。だから協議会には交付金を配分しないでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の人数による金額にしないとおかしい。 ・地域包括交付金制度としては、現時点では妥当と思われる。 ・現状と協議会発足後において交付金に含まれる補助金等がどのように変わるのか、特に自治会、自主防災組織について具体的に知りたい。 ・参画しない場合のデメリットは何かあるのか。 ・ボランティア組織が金を支給しないし要求して、少なからずの各種団体をまとめて事業させることは当初ノウハウもないのですから④のアドバイスを受けてまでやる／やれると考えているのか。 ・「地域包括交付金」等全てお金にかかる事項は市の業務にすべき。 ・地域包括交付金については、スタートしてみないとわからないこともあると思うので、問題があれば、その都度協議してもよいのではないかと思う。現時点では妥当だと思う。 ・交付金の区分（1）アは具体例があるが、（2）、（3）は意味不明。交付金 臨時的かつ緊急性多の必要に対してはどうなるのか。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
<p>(続き)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付金の名称 2. 交付の目的 3. 交付対象 4. 交付対象経費 5. 交付金の区分 6. 交付金の額 7. 交付の手続き 					<ul style="list-style-type: none"> ・①お金は足りない、②交付金の配分は行政で、という論点について、①については事業の実施経費と維持経費の2つあり、実施経費は必要であるが、維持経費は地域で決めればよいと思う。 ・②については配分は住民側が決めればよいと思う。例えば協議会を連絡会のようなものに変更し何も決めず、交付金の申請は各団体のひも付きにするという手もある。そうすれば行政に依存しないで解決できる。 ・先ほど必要な経費を地元で要求すればよいという意見があったが、小坪ではその要求をとりまとめ評価ができるような状況になっていない。補助金を再配分するとなったときに地域崩壊につながることを危惧している。については交付金を協議会に出すのはやめてほしい。 ○交付金が足りないというのは重要な論点だ。事務経費が足りないのか、事業経費が足りないのか、また、地域に交付金を配分するだけの基盤がないから足りないのか。 ・地域包括交付金については私は反対だ。しかし、地域自治システムは動き出してしまう。協議会が民主的に運営されるために、下地というか仕組みを行政側で意識して考えていただきたい。 	
11. 活動拠点						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民自治協議会の活動拠点 2. 市の支援 3. 活動拠点の管理運営 4. 現段階で市が検討している住民自治協議会の活動の拠点等 		<ul style="list-style-type: none"> ・事務室と会議室が1, 2あって、部会を2つくらい開ける部屋があったらよい。また、お茶を飲める場所、学生が勉強できたり寺子屋ができたりする場もほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は確保できるのか。久木小学校区は非常に広いので、雨の日には需要が多いと思われる。 ・指定管理団体は入札で決まってしまうので、住民自治協議会とは別の団体になる可能性もある。 ・可能ならば拠点に包括支援センターの方が活動できるスペースを、わずかでもよいので作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点を常時開設した場合事務局が必要になると思うが、池子会館のどこにおくのか。現実的には場所はない。工事をするのか。 ・常時開設となったときは、ここに電話をおいて常時受けられるようなシステムにすべきである。 ・駐車場を準備してほしい。沼間と小坪には公民館があり、駐車場もある。その格差は是正していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の拠点と運営…公共施設の無償貸与or所要費用を配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこにできるのかを示してほしい。 ・活動拠点については、現時点では未定で構わない。 ・最も利便性の良い場所（逗子小学校区で言えば、買い物・通勤・通学の途上で立ち寄れる駅・商店街均衡を提案します。） ・人が集う場所が大事なので、十分な広さがあって、大人と子どもが場所を分けて自由に集まれる場所がいい。具体的には3教室分くらい。そこに行けば色々な情報がもらえる。逗子には交流センターがあるからその一部でよいのでは、という声もあったが、それは違うと思う。逗子市民全体を対象とした施設のなかにあるのは個人的には違うと思う。 ・駅や商店街へ行く方面であればより良いかと思う。気軽に立ち寄れる場所がよい。 ・逗子小学校区と各町内（自治）会と300m内での場を分けて考えないところに混乱が生じているのではないだろうか。“場所”のはっきりしない状態が苛立ちにつながっているのではないだろうか。

検討内容	論点	意見	意見	意見	意見	意見
		沼間小学校区	久木小学校区	池子小学校区	小坪小学校区	逗子小学校区
12. 地区担当職員						
<p>1. 地区担当職員に求められる役割</p> <p>2. 地区担当職員制度(案)の概要</p> <p>(1) 地区担当職員の設置目的</p> <p>(2) 地区担当職員の構成</p> <p>(3) 地区担当職員の職務</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「本来の業務に支障のない範囲」とあるが、今の時代どこも本来業務が忙しい、本来業務のせいにして、私はできません、ということにならないのか。この言葉のせいにして逃げられたりしないか。 「ふさわしくない行い」とあるが、「懲戒免職とする」などはっきり書いたほうがよいのではないか。また、公務員として採用されている以上変な職員はいないだろうから、削ってもよいのではないか。 前向きな人をあててくれればよい。 地区担当職員については、縦割り組織に横のつながりをもちこめるような、束ねた組織をつくってほしい。また、市の組織の中で職員のモチベーションを高めるために、地区担当職員の位置付けを重くしてほしい。 地区担当職員を経験した者は将来部長になれるといった評価を得られるような位置付けをしてほしい。 縦割りが横割りにというように、市としてすごいことをやろうとしているのは分かるが、地区担当職員になった人を我々がどう評価するのかというのが重要である。 小さなコンパクトなまちだからできること。うまく軌道に乗せて行くことが大切。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当職員の体制について、地区担当職員統括者は市長となっているが、市長が代わってもこの制度を存続させるために、部長が統括者になって方針を決定すべきではないか。 新しい制度をやろうとしているので、踏み込んでより詳細に書くべき。市の職員は市外在住も多いので、本気で地域に入って取り組んでほしい。 地区担当職員は、自治会の役員会にも来てくれるのか。これからは地区担当職員もオブザーバーで出席をしてほしい。地区担当職員は地域の情報収集に努めることであるので、久木連合会の役員会に来てほしい。地域の実情を把握するにはそれが一番早い。 地域によって実情や課題が異なるので、その課題にあった部の次長を任命していただければありがたい。 地区担当職員と市民協働推進員の名称が記載されているが、名前は異なっても同一人と思うため、紛らわしいので名称の一本化をした方がよいと思う。 ○私が知る限り、ほかの自治体と比べ充実している。地域の方にとって色々な不安はごもっともである。そこで、地域が地区担当職員を育ててほしい。「もうちょっと地域のことを勉強しろ」ときつい事を言い、お叱りいただいて地区担当職員を育ててほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の担当者は1校区あたり1名なのか、それとも1校区あたり複数名のチーム制なのか。 いわゆる行政の縦割りについて、今まで地域の課題は市の担当部署にそれぞれ検討してもらっていたのが、これからは一括して検討してもらえるのか。 12月に決まって、4月に異動してしまうというのではないのか。コロコロ変わると迷惑をかけることになる。 市の担当も変わる。さらに自治会の中には毎年役員が変わるところもある、その点をどうフォローするのか。 地区担当職員は各部の代表ということであれば、今までとそれほど変わらないのではないか。はっきり市の窓口が一本化されて、一人に聞けば全部わかるようになるかと思っていた。また、そのような制度であれば、協議会ができなくても市の組織改革をすればよいのではないか。 次長や市民協働推進員は同じ部課なのか。部が別だと連携がしづらいのではないか。 地域自治を行う特定の課をおけばよいのではないか。そのほうがわかりやすい。 地区担当職員は、年齢制限や任期はあるのか。 地区担当職員の研修を十二分にやってほしい。防災課は別として、自治会との付き合い方を知らない職員が多い。 ○研修に力を入れてほしいというご要望はごもっとも。しかし、どんなに机上の研修をしても、地域の皆さんに育ててもらい必要がある。地域を理解するという点においては、むしろおんぶにだっこは市のほうであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 優秀な人材を派遣してほしい。市職員の意識に期待する。すぐに変らないよう配置を。 地区担当職員については、行政コストを考えているのか。 一般の公務員は使い物にならないので、コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉士などのスペシャリストを配置すべきである。 既に社会福祉協議会や地域包括支援センターがあり、地域別に支援がされている。既存のものがあるし、さらに市の一般の公務員が配置されても仕事はできないと思う。 お役人やOBが上から降りてきて、地域のコンセンサスを得るのは無理ではないか。こういう会ができたときには、住民が中心になるべきであり、市の職員が来て、支配、リードしようとする考え方はいかかと思う。 地区担当職員の担当業務がわからない。 地区担当職員は何をするためにいるのか全く分からない。地域の課題を解決するために必要なのであれば、専門の知識をもった人が必要だし、単に運営や事務をするだけだったら一般の公務員でも十分である。 地区担当職員はエキスパートでなければならぬという論点については、地区担当職員に経営能力があるようなエキスパートを求めるとなると少なくとも1千万円以上の年取がないと来てくれない。エキスパートではなく事務調整能力があれば十分だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の能力養成は？ 人数はいいでしょう。 地区担当職員は逗子市防災計画における担当職員と同一にしてほしい。 担当職員は業務です。協議会は市民ボランティア集団。市民からみれば原則いかなる事にも職務として対応する責務がある。 地区担当職員は、いろいろなスペシャリストがいると良いかと思うが、それも難しいことではないかとも思う。育成講座など作り、育てていく方向で多くのスペシャリストをそろえるのはいかがだろうか。 常任、常駐、とても助かる。もっと大声で言ってもよいのではないだろうか。
13. その他						
		<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会は地域に住むすべての住民を対象にしているにもかかわらず、ここにいるのは団体の代表者が多い。ここに来ていない団体や団体に参加していない人の意見やニーズはどう反映させるのか。ニーズがもれてしまうのではないか。 団体がなかったり、距離を置いていてそこにすら入らない方もいる。孤独死や孤立死のような問題もあるので、孤立している方も協議会に入れるような仕組みを考えてほしい。 ○日本は、各地域の団体が機能しないとこの生活は維持できない。一方で、そこに参加できない人、距離を置いている人もいる。そういう方を尊重しつつ、どう地域を維持していくかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今まで通りということであれば、自治会が協議会に入る目的は何になる。協議会に入ったメリットは。 考えられるメリットは二つある。一つ目は、つながりができること。個別に各団体が活動しているなか問題がでてきても、それがつながらない。協議会ができれば、情報交換したり、勉強したりして池子地区をどうしていきたいのか共有できる。さらにそこに市の地区担当職員をパイプ役にするところにより、行政とのつながりもできる。もう一つは、足りない部分が認識されること。こういう組織ができることによって、足りない部分、足りない分野が認識されて地域の活動が活性化される可能性がある。 ○メリット論では、横浜市では地域協議会といったモデル事業をやっている、そこでよく聞く声としては、自治会や連合会は色々な団体が入ってきて、担い手が増えること、その他の団体もつながっていくことや発言できること、活動もできるということを挙げている。小さな団体にとって、協議会というプラットフォームに入ることで、自分たちの活動を知ってもらい、自分たちの声を反映できる、それが協議会を通じて市に伝わる意味ではメリットがあると言える。 ・話が協議会ありきで進んでいるように感じる。協議会をつくらないよ、という話になってもいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> この自治会が立ち上がり、後になくなってしまった時のことが心配(この自治会は良いと思う)。 今ある連合会はこの自治会ができれば必要なくなるのではないか。 住民自治協議会を行政の下請け機関にすれば絶対に崩壊する。 行政コストを削減することには賛成なので、行政コストの削減を目的とした協議会をつくればよいのではないか。 ○協議会というのは、今地域で行っている活動がより効果を発揮できるようにするための仕組みである。そうならないのであれば止めた方がいい。 ○何らかの事務局、それに係る費用、拠点といった支援は、協議会が真価を発揮するには必要だと考えるが、財政上、何がどこまでできるか。 ・社会福祉協議会や地域包括支援センターがあるのに地域自治の仕組みを入れようとする意味がわからない。地域を強化するならば、行政主導でやるべき。 ・「新しい地域自治」という言葉を使わないでほしい。こういうことを行政が仕掛けるのはおこがましい。住民がつくるものなので行政が上から押し付けようとしているだけ。 ・震災が実際に起こったときにどうやって助け合うか。有機的に動ける組織をつくるためのしくみというのなら非常によくわかる。そういう視点に切り替えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> この自治会が立ち上がり、後になくなってしまった時のことが心配(この自治会は良いと思う)。 今ある連合会はこの自治会ができれば必要なくなるのではないか。 住民自治協議会を行政の下請け機関にすれば絶対に崩壊する。 行政コストを削減することには賛成なので、行政コストの削減を目的とした協議会をつくればよいのではないか。 ○協議会というのは、今地域で行っている活動がより効果を発揮できるようにするための仕組みである。そうならないのであれば止めた方がいい。 ○何らかの事務局、それに係る費用、拠点といった支援は、協議会が真価を発揮するには必要だと考えるが、財政上、何がどこまでできるか。 ・社会福祉協議会や地域包括支援センターがあるのに地域自治の仕組みを入れようとする意味がわからない。地域を強化するならば、行政主導でやるべき。 ・「新しい地域自治」という言葉を使わないでほしい。こういうことを行政が仕掛けるのはおこがましい。住民がつくるものなので行政が上から押し付けようとしているだけ。 ・震災が実際に起こったときにどうやって助け合うか。有機的に動ける組織をつくるためのしくみというのなら非常によくわかる。そういう視点に切り替えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 心配しているのは、協議会の運営である。協議会ができたとしても、相当の能力、経験がある人がいないと運営できないと思う。 ・常々、学校地域・PTAが1つのスクラムを組み、協力し合っただけで子どもたちに安全安心な学び場、遊び場、成長の場を与えることができてきたらと思っている。しかし逗子小地区は広すぎて、また、都会的な考え方のかたが多いように思う。別の地区とは違うということを前提に考えてみるのも1つの手ではないかと思う。 ・個々に活動していた地域の団体が協議会を作って連携・協力することはとても良い。小学校だと子育てを行った世帯では、子ども同士・親同士のネットワークがあり、連携、協力しやすいと思う。自治協議会に設立に並行して、自治会活動の活発でない地域・自治会のない地域の見守りサポーター(お互いさま逗子3・4)は①社協地域コーディネーターの方がつなぎ役となり、民生委員の方、防災会役員の方が中心となってチームを作ることができた。また、サポーター会議を開催できた。近くの場所(交流センター)があった。その住民でなく、①のような存在、②が小地域ごとに必要だと思う。協議会で決定した内容を進めてゆくのはそれぞれの地域(自治会など)の充実(連携・協力)が不可欠ではないか。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 逗子小学校区
<p>(続き)</p>				<ul style="list-style-type: none"> 自治会には、街路灯交付金など各種補助金が入っている。協議会をつくらないと交付金が取り上げられるとすれば、実質的には強制ではないか。 例えば、高齢者サロンは各小学校区で3～4団体が実施している。もし、その団体が協議会に入らなかった場合、補助金はもらえるのか。 今の組織のなかでできるのではないか。わざわざ新しい制度を作る必要はないのではないか。 協議会をもうつくってもいいのかな、と思う。実は地域のなかも活動は縦割り。例えば教育の現場では、子どもの家庭の経済状況や、通学路の問題や色々な問題が絡まっている。したがって、池子地区というくくりで連携できれば非常にやりやすい。 できることとできないことがある。例えばPTAの校外委員が、子どもが不審者に遭遇した時に駆け込める家にステッカーを貼っている。それも協議会を通じて依頼できれば早い。 市から住民自治協議会に権限を移譲することは考えているか。地域のことは地域で解決と言っておきながら、いちいち市に相談しなくてはならないのか。 ○権限の問題は、都市内分権で大きな論点。日本の場合は、公権力の行使にあたる行為は公務員しかできない。では、地域が決めたことは一切市は関知しないのかということでもない。市は地域が決めたことを最大限尊重する。それには信頼関係が重要。色々なケースについて信頼関係を築きながら、基本的には地域の意思をより市政に反映させていくことで、よりよい地域になっていくのであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> 市が想定する各種事業の遂行と配布資料の中で理解していく懇話会員に差があるように思う。市が求めるレベルなるお手伝いなのか時間を作って取り組むことを求めているのか… 商店街の理解が本当に得られていないのなら、商店街は特区として、逗子小学校区から外した方がよいのではないかと思った。『逗子小学校区は広い』 と云えど、他の自治体と比べて逗子は本当にこぢんまりとしていてまとまりやすいはず。 自治システムの良さは“住民全員を入れる”という点。今ある団体はどれも属している人と属していない人がいる。“みんながつながって生きていく”という意識づけがみられる協議会であってほしい。 社協の「地区社協」という考え方が「協議会」ににているか。 協議会の構成員が支援者を集めて活動してもらうことが肝要。 協議会は役所・社協につなげることと考えれば負担が少なくなる。 協議会構成員に身分的地位を確保すれば活動がやりやすくなる。 協議会員の選出の仕方。 協議会が事業体を見つけ、俗にピンハネをすることは可能か。 10年先の見すえた構想には4か月余りの討論では早計である。 逗子の街は、サラリーマン・商店・加えて小坪などの「おらが街」的な考えをもつ人がいて、地域毎に思いも異なる。そんなわけでまとまらないと思う。 「自治会」というものに拒否反応をもつ人もいる。誰がその人の意見をすくいあげるのか。 こういう会議の場所にいない人へのアプローチは、決定事項を伝えて、参加してもらうだけで本当にいいのか？ この大きな地区をまとめて協議するには、防災、防犯では平等なテーマですが、子育て、福祉などを協議するのは極上論になってしまう。逗子に住んでいながら逗子外の会社で働いている。こういう場にくること自体とても大変なのでいろいろ思いはあってもかやの外である。終のすみかにしたいから、これからのことを考えていきたい。こういう場が設けられている事も知らない。窓口がどこなのかわからないから伝えることもできず。 高齢者の話…とかまずは切実な問題から話し合っていく、これを1つ話したら、解決したら次は行くようなことからスタートするべきではないか。 この案だと、小さな市役所があってそれを運営しなさいということと同じだと思う。今ある既存の組織をつけて、まずは話していくような草の根運動から初めて協議会までの方が良いのではないか？ 自治会に入ってもらわないのすらとても大変なのに、人が入らないのに、まして協議会となると、協議会自体が反対ではないんです。まずは協議会制度ありき、運営ありきであることが反対。 近所づきあひすることが原点。 協議会は既存の組織を否定するものではない既存の組織を助けるもの。 年輩の方の意見だけでは偏ってしまう。 『孤独死だけは逗子からなくしたい』 共通認識が大切。

検討内容	論点	意見 沼間小学校区	意見 久木小学校区	意見 池子小学校区	意見 小坪小学校区	意見 返子小学校区
<p>(続き)</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・問題は協議会をつくって各種団体を網羅的に把握している者、ないしそのツールでもつつスーパーマン的資質の人材の期待ができるか。 ・一つ提案は、市議会議員の活用。当然公職選挙法に抵触しない範囲で、輪番かつ（任期中に）全員均等に（各区域複数名単位で）アドバイザー的でも関与させ得ないか。 ・半端でない数の各団体等及び個人等から疑問・提案・要請等をもちこまれた際、素人集団である協議会で迅速・的確な判断が可能か疑義がわく。協議会（会員）に何らかの権限を与えないと対応できないと思う。 ・行政としては、人材確保への支援を行うべき。 ・ボランティアでは運営が難しいので、人件費を手当てできるようにすべき。 ・事務局職員の窓口体制についての提案。会社員・学生・生徒等を考慮して、窓口業務は週の内1～2日は事務局職員の変則勤務体制の採用を提案する。 ・先日TVで地域おこしの一環としてイメージキャラクターの活躍の紹介がありました。固苦しい乃至上位的な共通課題であれば、各地域で独自のイメージキャラクターを作り、互助精神の必要性のイメージづけも効果あると思う。 ・法律的に可能かどうかは別として、市議会議員に役務として協議会長の地位をやらせてもらえないか。アドバイザーというよりも、もっと発展させた形で重要な役割を与えてはどうか。 ・ボランティアという考え方について皆は杓子定規な考えをもっている。できるときにできることをやるのが実情。ボランティアというのは、そんなにギチギチに考える必要はないのではないか。無償どころか自腹を切らないといけなにボランティアもある。また交通費のみ実費が出るボランティアもある。 ・有償ボランティアという手法もある。